(一)景品関係

一、ジャパンエンバ㈱に対する件

平成一一年（排）第三号

排除命令

兵庫県氷上郡氷上町成松八三番地の一

ジャパンエンバ株式会社

右代表者　代表取締役　植野藤次郎

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第六条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　ジャパンエンバ株式会社は、一般消費者を対象に、「ダイアナ妃の故国、イギリスの旅ご招待」と称して

平成一〇年一〇月二日から同年一一月三〇日までの期間において、また、「クリスマスバザール」と称して平成一〇年一二月一日から同月二五日までの期間においてそれぞれ実施した、懸賞による景品類の提供が、景品表示法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和五二年公正取引委員会告示第三号）第二項の規定に違反したものである旨を、速やかに公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二　同社は、今後、前記告示第二項の規定に違反して景品類を提供してはならない。

三　同社は、今後一年間、一般消費者を対象に、前記告

示第一項第一号の方法により景品類の提供を行うときは、あらかじめ、当該景品類の提供の内容を当委員会に届け出なければならない。

四　同社は、第一項に基づいて行った公示について、速やかに文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　実

一　ジャパンエンバ株式会社（以下「ジャパンエンバ」という。）は、肩書地に本店を置き、毛皮製の衣服及び身の回り品の製造販売業を営む事業者であり、平成一一年二月末日現在、全国に五五店舗を設けている。

二　ジャパンエンバは、毛皮製の衣服及び身の回り品の販売に関して、

1　「ダイアナ妃の故国、イギリスの旅ご招待」と称し、平成一〇年一〇月二日から同年一一月三〇日までの間、店舗及び展示販売会場として借

り上げた会場ごとに、それぞれ応募期間を定め、あらかじめ郵送したダイレクトメールに同封した応募券により当該期間中に当該店舗又は会場において応募した一般消費者を対象に、抽選により、「イギリスの旅」と称するイギリス及びフランスへの六日間のペア旅行（二四万六〇〇〇円相当）を二名に、ハワイへの五日間のペア旅行（一六万円相当）を五名に、国内旅行券（四万円相当）を一〇名に、それぞれ提供すること

2　「クリスマスバザール」と称し、平成一〇年一二月一日から同月二五日までの間、店舗及び展示販売会場として借り上げた会場ごとに、それぞれ応募期間を定め、当該期間中に当該店舗又は会場において商品を購入した一般消費者を対象に、抽選により、ハワイへの五日間のペア旅行（一六万円相当）を五名に提供すること

をそれぞれ企画し、これらを実施した。

三　懸賞により提供することができる景品類の最高額は、懸賞に係る取引の

価額の二〇倍の金額（当該金額が一〇万円を超える場合にあっては、一〇万円）であるところ、前記二記載のいずれの企画においても、懸賞に係る取引の価額は五、〇〇〇円以上と認められることから、ジャパンエンバが懸賞により提供することができる景品類の最高額は一〇万円であり、前記二記載の景品類のうちイギリス及びフランスへの旅行並びにハワイへの旅行の価額は、いずれもこの制限を超えるものである。

法令の適用

前記事実によれば、ジャパンエンバの行為は、景品表示法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」第一項第一号に該当する方法による景品類の提供であって、同告示第二項の規定に違反するものである。

よって、主文のとおり命令する。

平成一一年三月三〇日

公正取引委員会

委員長　根來泰周

委員　柴田章平

委員　糸田省吾

委員　黒河内久美

委員　本間忠良